



2026年2月13日

各 位

会社名 株式会社ミルボン  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下 秀憲  
(コード番号 4919 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 コーポレートコミュニケーション・財務担当  
兵庫 真一郎  
(TEL 03-6478-6301)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について2026年3月27日開催予定の第66期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- ①取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（任期）につき所要の変更を行うものであります。
- ②経営の監督機能と業務執行機能を分離するとともに、意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るべく、2025年10月10日開催の取締役会において、従来の雇用型執行役員制度に替えて、新たに委任型執行役員制度を導入することを決議いたしました。これに伴い現行定款について所要の変更を行うものであります。
- ③法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、変更案第28条（選任）第2項及び同第3項を新設し、補欠監査役の選任について定めるとともに、現行定款第29条（任期）について所要の変更を行い、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

##### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (条文省略)  (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役 <u>社長</u> が招集し、その議長となる。取締役 <u>社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第1条～第13条 (現行どおり)  (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>代表</u> 取締役が招集し、その議長となる。 <u>代表</u> 取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第15条～第19条 (条文省略)	第15条～第19条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p><u>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、<u>取締役副会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、取締役<u>社長</u>が招集し、その議長となる。取締役<u>社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条～第27条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第28条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長<u>及び取締役副会長各1名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第28条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の <u>とき</u> までとする。  2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき <u>とき</u> までとする。	(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の <u>時</u> までとする。  2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき <u>時</u> までとする。但し、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の <u>時</u> を超えることが可能ない。
第30条～第39条 (条文省略)	第30条～第39条 (現行どおり)

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年3月27日

定款変更の効力発生日 2026年3月27日

以上